

## 明治・大正期における「地代の資本転化」と租税政策

### 一 問題の所在

本稿の直接の課題は、山梨県の百町歩地主に分析対象を求めつつ、明治・大正期における地主資金の運動形態を確定してみることにある。だが、その前に、われわれの問題関心がどこにあるのかを簡単にでも提示しておく必要がある。

端的にいえば、それは、戦前日本資本主義の資本蓄積様式の特徴を解明するための一作業として、「地代の資本への転化」論を方法的軸とする地主制研究の方法を試論的に提示してみることにありたい。

そこで、かかる観点をとりあげたわれわれの意図を明

確にしておくために、以下若干の研究史的反省を行なっておこう。

これまでの地主制研究は、細い点を一切無視して大きく整理してしまえば、およそ、次の四つに分類しようと考えられる。

その一は「構造的特質論」、二は「寄生地主制論」、三は「小農論」、四は「農民運動史論」、以上四つの主題に要約しようような形で、従来の地主制研究はおしすすめられてきたといつてよいだろう。

さて、ここでは研究史整理を目的としていないから、右の四つの論が、地主制のどこに着目し、それをいかなる方法によって分析してきたのかは具体的に明示する余

中 村 政 則

裕はないので、以下には行論の都合上、必要なかぎり  
で、しかもごく簡単に、これらの論の特徴をみることに  
する。

一の「構造的特質論」としての地主制研究というのは、  
いうまでもなく、戦前の『論争』段階で、講座派に  
よって、はじめて打出された見解をさす。それは日本資  
本主義が、半封建的土地所有<sup>1)</sup>半農奴制的零細農耕を基  
盤として組み立てられたものであることを明らかにし  
た。

代表的な見解としては、野呂栄太郎・山田盛太郎・平  
野義太郎三氏のそれを挙げうるが、ここでは山田氏の見  
解<sup>1)</sup>をみておこう。周知の如く、山田氏は、日本資本主義  
の構造的特質は、基本的には、半封建的土地所有によっ  
て規定されているとした。

そしてこの場合、右の半封建的土地所有がまさに軍事  
機構<sup>2)</sup>鍵鑰産業体制の基礎として且つ、半零農的耕作農  
民及び半零奴的賃銀労働者の供給源としての役割を果た  
しえないかぎり、そもそも日本資本主義は存立しえない  
のだといういみでそれは基本的な規定者としての位置を  
占めるとされたのであった。

すなわち、山田氏は、日本資本主義の構造的特質を資  
本主義と地主制との相互規定<sup>3)</sup>相互制約関係の中に求め  
られたのであり、とりわけ両者の関係を低賃銀と高率小  
作料との相互規定関係そのものとしておさえたのであ  
った。いふなれば、労働力の面からの規定を与えたのであ  
る。

そして、このような把握は、表現こそちがえ、野呂<sup>2)</sup>、  
平野<sup>3)</sup>両氏にも共通してみられる把握だったのである。

だが、日本資本主義と地主制との関係はそれにつぎる  
わけではない。もう一つの重要な論点、つまり、資本の  
面からの規定、即ち、地租及び地代の資本への転化、こ  
の問題がある。

勿論、山田氏もこの点を不問に附していたわけではな  
かった。

「明治維新政府は、過重の地租徴収による、広汎な系  
列に涉つての工業部門移植の方針を決定し……」(『分析』  
七二頁)、更に、「半隷農的現物年貢の徴収とそれの農業  
部面外での資本転化」(同・一七四頁)と記されている如  
く、この点の指摘を忘れていない<sup>4)</sup>。

否、日本資本主義の発展の根本的動因が、高率小作料

を前提にしての低賃銀と、農民より収奪せる地租と地代の資本転化の二つにあったことを把握していたのである。

しかし、前者についてはともかく、後者については、遂に分析の対象としてとりあげることなく、従って何等の実証作業も経ずに、わずか数行の指摘で終らせてしまっていたのである。<sup>(5)</sup>

だが、この点についての分析が背後にしりぞいてしまったことは、日本資本主義の歴史的把握に際して重大な欠陥をつくっていたのであり、実は、この面での解決が戦後の研究者に引きつがれていくべき筈だったのである。

しかしながら、戦後の華々しい地主制史研究では、この点を明確に意識することなく、多くはあの「寄生地主制論争」に象徴される論点をめぐって、研究が集中されてしまったのである。

幕末期に農民的商品生産の発展をみながら、従って、一定度のブルジョワ的分解がみられたにもかかわらず、わが国では、何ゆえに地主・小作関係に帰結してしまっただのか、この点を解明することが寄生地主制論争の核心

的論点であったことは、すでに指摘されている通りである。<sup>(6)</sup>

この論争が戦後における日本経済史研究の最大の論争の一つになったことからわかる通り、「寄生地主制論」が地主制研究を大きく前進させたことは否定できない。だが、この論が、右に述べたような点に焦点を置いていた以上、そこでの分析対象Ⅱ時期は必然的に、封建制から資本制の移行期に求められ、従って、資本蓄積の問題が当面の議論の対象となりえなかったことは蓋し当然のことであった。

むしろ、「寄生地主制論」は、地主制下における小農の存在形態を確定する方向に向って、一段と精密化されていったのである。「小農論」としての地主制研究がこれである。この論は主として、二つの方向に分れているといつてよい。

一つは、幕藩体制を支える基本的な地代負担者としての「小農」の形成過程を追求する一方、その分解から地主・小作関係がいかにして成立してくるかを明らかにするという方向であり(従って「寄生地主制論」と結びつく)、その二は、小農民経営と地主制との矛盾を基礎として、

地主制の後退が必然化されるという基本的視點に立ちつづ、地主制下における小農経営がいかにして商品生産者としての性質をそなえるにいたり、遂には地主制を下から打破していくかを明らかにせんとする方向である。つまり、地主制後退の歴史的過程を、日本農業の發展構造の中に位置づけながら論じようとするのである。

いうまでもなく、この第二の方向は、大正中期<sup>11</sup>の独占資本主義の段階に考察の焦點は合わされ、また小農経営の發展を基礎として展開される「農民運動史論」と不可分の形で論じられている。

以上の如く、日本經濟史研究における地主制研究の戦後段階は「寄生地主制論」及び「小農論」に集中して来たといつては間違いないところなのである。

繰返すまでもなく、右の方法による地主制研究が数多くの成果をもたらしたことは疑いない。のみならず、これらの論は、戦後農村の動向をどのように把握するかという鋭い現實的関心に支えられつつ展開されていたのである、だからこそ、多くの研究者の関心と努力の集中される必然性があったのである。

だが、右の如き観点からする地主制研究は、最近の日

本農業の変貌過程で、一種の行きづまり状態をもたらした、あらためて、地主制研究の課題およびその方法に対する深刻な反省が必要とされるにいたつたのである。<sup>10)</sup>

かかる研究史的反省に立つた場合、では、地主制研究の新たな課題とは何であり、それはいかにして解明さるべきものなのであろうか。この点についてもとより、本稿が、明確な解答を用意しているわけではない。

だが、冒頭にも述べた如く、戦前日本資本主義の資本蓄積様式がもたらす矛盾の解明を、地主制史研究の側から果たしてみること、問題発見の手がかりは認めうると思われるのである。いうまでもなく、戦後日本資本主義の「高度成長」下における資本蓄積のメカニズムが、戦後農村經濟の動向といかなる関連をもつものであるのかを確定せんとする視點に支えられてのことであり、且つまたそこに現時点における地主制研究の重要な論點が認められると考えるからにほかならない。

さて、以上によって、われわれが何ゆえに、地代の資本への転化論(＝資本蓄積論の一論點)を中軸とする地主制研究を用意するにいたつたのかの理由は、説明しえたいと思うのであるが、もとより、この小稿で、右の課題に

対する全面的解答をなしうるものでないことは、予め断っておきたい。

ここではただ、右のテーマを解明するための準備作業として、従来、論じられることの少なかった論点、すなわち、明治・大正期における地主資金の産業企業への輪租が、いかなる契機によって促進せしめられたのかを、特に租税政策の展開と関連づけて考察することに、問題範囲は限定されざるをえないのである。

- (1) 山田盛太郎『日本資本主義分析』
- (2) 野呂栄太郎『日本資本主義発達史』
- (3) 平野義太郎『日本資本主義社会の機構』
- (4) 尚、この点については、野呂・平野両氏にも同様の指摘がある。『発達史』二五七・二七二頁。『機構』七・二九八頁参照。
- (5) 山田氏を含めて、右の三者が、労働力の面に分析の主力をそそいだことにはそれなりの理由があった。簡単にいえば、三氏の問題意識が究極的には、日本資本主義揚棄の、従って、変革主体諸勢力の検出に力点がおかれていたからである。
- 尚、大石嘉一郎「日本資本主義確立期に関する若干の理論的問題」『歴史学研究』二九五号参照。
- (6) 安良城盛昭「日本経済史研究の当面する課題」『思想』四〇七号

- (7) 古島敏雄編『日本地主制史研究』
- (8) 栗原百寿『現代日本農業論』
- (9) この系列は、更に「農業恐慌論」「農地改革論」と結びついていく。
- (10) 尚、誤解をさけるために付言しておけば、このようにいったからといって、「小農論」が、日本農業の歴史的發展過程を解明する上で、いまなおきわめて有効且つ重要な研究課題であることを、筆者が軽視しているのではない、ということである。

## 二 分析対象の性格

はじめに、本稿でとりあげる百町歩地主、広瀬和育家（以下巨家と略称）の位置づけを簡単に行なっておこう。全国的にみれば、山梨県は、米作単作地帯の代表的な地主王国、新潟県を一方の極にし、棉作を中心とする商品生産の活潑な展開をみた地主地帯、大阪府を他方の極とする、いわば、東北型と近畿型の間位置する地主県としておさえられるのであり、右の両類型に対して一類型（仮に、中間型と呼ぶ）を構成する地主地帯として位置づけることができる。そして、この中間型は、東北型に比べれば、地主の土地所有規模は小さく、近畿型に比

べれば、衰退産業、棉作に対するに、ここでは興隆産業、蚕糸業の発展と密接にからみ合いつつ、地主的土地集中の進展のみられたことをその特色とする。次に、右の如く位置づけられる山梨県の中にあつて、H家がどのような位置を占めているかを確定しておこう。

山梨県内の主要な地主地帯は、商品生産の展開度の最も高い東山梨・東八代の両郡と、米を主産とする中巨摩、北巨摩両郡の二地域、すなわち、養蚕地帯と水田地帯の二地域によって構成されているのであるが、H家は、この中、後者（中巨摩郡藤田村）に属しており、明治二五年の土地所有規模は六二町歩で県下第七位、大正一三年には一二八町歩に達し、県下第三位の大地主として把握しうるのである。

県内地主層の分布状況を示す第1表にも明らかなく、H家の属する中巨摩郡には地価四千円以上の地主総数の三五・六%に当る一二二名が存在しており、特に一万円以上の大地主は、九七名中、四〇・二%に相当する三九名もが集中しているのである。このことは、二五年現在の同郡の小作地率が七〇・三%ときわだつた高さを示していることであらわれている（県平均四七・四%）。

第1表 中・大地主層の分布状況

M.21年

郡名	4~5千円	5~6	6~7	7~8	8~9	9~10	10~	計	M.25 小作地率
東山梨	15	6	4	4	2	4	8	43	48.6%
西山梨	9	5	2	2	5	3	15	41	58.0
東八代	11	7	6	3	3	0	10	40	57.7
西八代	4	1	1	0	0	0	1	7	36.8
南巨摩	3	1	1	0	0	0	3	8	35.4
中巨摩	21	22	11	14	7	8	39	122	70.3
北巨摩	18	7	7	3	5	3	9	52	55.7
南都留	2	4	1	4	2	1	11	25	32.0
北都留	2	0	1	0	0	1	1	5	31.0
計	85	53	34	30	24	20	97	343	47.4

秘密内申：地価 4,000 円以上を有する人員取調表より。

以上の事実から、われわれは、中巨摩郡が最も典型的な地主地帯であること、更に、巨家の所在地藤田村が郡内大地主の集中している水田地帯の中心を占め、且つ、同家が中巨摩郡最大の地主でもあることから、巨家が山梨県水田地帯の代表的な大地主として把握しうることを知ったのである。

さて、以上の如き位置を占める巨家の明治—大正期にかけての地主経営は段階的にとどのような推移をたどったのであろうか。

この点を全面的に明らかにするためには、少なくとも巨家の資金運用の形態を、次の二系列、すなわち、土地投資に向う系列と、貸金業から銀行業更には株式公社債投資に向う系列とに分けて考察し、その上で両者の関連を統一的に把握する作業を試みなければならぬ。

だが、本稿では、紙数の制約があり、前者については殆んどふれることはできない。すなわち、地主・小作関係の構造が段階的にとどのような変化をみせ、かかる変化が、地主資金の運動形態にいかなる影響を与えるのかという点については一切論ずる余裕をもたないのである。従って、以下には必要なかぎり、右の点にふれるに

とどめ、ここでは、冒頭の問題提起にそって、第二系列、すなわち、地代の資本転化の局面に焦点を合わせて考察をすすめていくことにする。

### 三 地主資金の運動形態

明治—大正期にかけての巨家の資金の動きを確定するためには、これをほぼ次の四期、すなわち、第一期（明治一〇、二〇年代）、第二期（三〇年代）、第三期（四〇年代—大正中期）、第四期（大正中期以降）に区切って考察していく必要がある。

以下、各期の特徴を順にみていくことにしよう。

#### 第一期（一〇、二〇年代）

この期の特徴を把握するためには、まず一〇年代前半の主要な資金運用の形態たる貸金業の動向を簡単にみておかねばならない。

第2表は明治一〇—二五年にいたる貸金業の状況を示したものである。第一に注意したい点は、貸付金の累積が一〇年の八千円から一四年へかけて、一万四千円と増大しているのに対し、貸付金に対する利入が一四年の一・五千円をピークとして急速に低下していることであ

第2表 会社投資と貸金業

年 代	利 入			貸		計
	会 社	個 人	利 払	累 積	新 貸	
M. 10	円	円	円	8,324円	3,245円	11,569円
11				7,912	7,159	15,071
12				12,829	6,032	18,861
13	193	1,040	0	10,899	11,466	22,365
14	411	1,502	0	13,757	6,677	20,434
15	1,501	952	0	13,292	2,310	15,602
16	2,358	1,306	93	9,119	4,652	13,771
17	2,427	498	561	9,896	2,622	12,518
18	2,357	302	575	9,590	2,292	11,882
19	1,863	590	156	7,220	1,950	9,170
20	1,259	290	116	7,470	2,732	9,202
21	1,137	316	18	10,514	2,838	13,352
22	1,691	144	21	7,982	2,311	10,293
23	2,418	142	0	8,198	1,007	9,305
24	2,629	63	0	13,265	1,735	15,000
25	2,794	161	137	12,244	786	13,030

り、更に当年貸が一三年の一・一万円をピークに、同じく急速な低下をみせていることである。

一方、利入についてみると、十四年と一五年の間に、農民貸に対する利入と「会社」よりの配当収入とが完全に逆転するという注目すべき事実が気付く。

さて、このことは一体何を意味するのだろうか。いうまでもなく、デフレーションを契機とする小農民の没落が高利貸資本の存立基盤をきわめて不安定なものとし、農村を貸付基盤とする高利貸業の行づまりを招来したのにはかならない。

小農民を対象とする高利の貸付は、四〇年の大水害の時期を除けば、一〇年代後半から、徐々にその条件を失っていくのである。といって悪ければ、個人金貸業としての業務は貸付金の回収不能のため急速にその機能を薄めていき、あとはただ、地主・小作関係の矛盾の顕在化を防ぐ機能を果たす貸付（地主・小作人間の温情的紐帯の確保）に限られていくのである。

事実、幕末・明治初年から一〇年代に貸付けた金が回収しえなくなっていく様相は、特に一〇年代後半以降、貸金帳に「永利滞」「涙ニテ恵ム」「勘弁ス」「無

心ニ付惠ミ遣ス」「未進」「是より一文も差出不申」等の書込がいたるところにみうけられるようになっていくことに、まざまざと読みとることができるのである。

かくて、従来の主要な貸付対象たる小農民から貸金がひきあげられていったとき、ここに地主資金の遊休化―退蔵化現象が表面化する。では、この遊離化した資金はどのように使われたのであるか。

ここでその詳細を述べる余裕はないが、その結論のみを記せば、一は地主・有力生糸商への資金融通、二つは地方銀行への資金投下によって、その遊離化を防いだのである。

すなわち、H家は近隣地主層との間に相互の資金融通を図ると同時に、明治一四年、この地域一帯の上層地主に呼びかけて、銀行類似会社、釜右社（資本金一〇万円）の設立を図るのであった。

さて、ここでの要点は、この釜右社の設立を契機に、とりわけ二〇年代以降、H家の資金運用の局面が一変したことにある。これを要言すれば、地主的土地集積の手段として、更にはようやく発展途上に向いつつある蚕糸業への対応手段として、この釜右社の存在が、H家にと

って不可欠のものとなったことにある。つまり、釜右社への出資を軸にしつつ、更には釜右社を媒介にしつつ、H家は、第十国立銀行、富士銀行への投資を図り、貨幣取引関係を拡大していくのである。

このようにH家が、山梨県内の有力銀行と関係をもつことは、同時に、山梨県経済の枢要点に自らを位置せしめたことをいみしていた。

というのは、外国貿易の拡大に伴う山梨県経済の社会的分業の組み変えに依じて、地主層も、釜右社―富士銀行―第十国立銀行という階層性をもつ金融機関の有力株主となることによって、県内金融網の拠点を掌握すると同時に、更にこれらの機関を媒介にしつつ、横浜に連なる輸出金融の体系の一環に位置したからである。

これによって、H家はいつでも生糸貿易の動向に対処しうる場を獲得したのであり、また、それは地主資金が貿易面での規定性の下に運動を開始していく起点を与えられたことをいみしていた。のみならず、地主層が、かかる場所に位置を占めたことは、一方で発展せる蚕糸業への対応を可能にさせ、他方で、その面からの補強をうけつつ、農業部面での好不況にいつでも対処しうるこ

投資の動向

単位(円)

日英水電	関西電力	甲府電力	小計	軍事公債	加富美麦酒	その他	総計
						2,643	23,143
						0	15,780
						0	32,010
			31,080			980	73,785
			39,625			900	88,216
			41,413			1,030	92,543
						207	35,707
						219	35,719
				5,909		354	28,398
				16,644		1,399	39,453
1,875			22,096	13,350	5,500	3,658	86,185
2,500		290	25,570	13,350	8,000	2,594	95,538
4,000	3,500	490	36,312	13,350	8,000	3,160	140,738
4,563	3,500	765	37,311	13,350	7,001	1,900	141,228
5,688	4,125	915	39,211	13,350	4,225	2,340	142,042
6,250	4,125	1,225	47,583	13,350	売却	3,670	158,394
1,250	5,375	1,265	43,873	13,350		4,950	167,214
1,250	9,129	1,815	37,194	13,350		6,750	154,715
1,250	9,129	1,815	37,194	13,350		7,625	155,590

とを可能とさせたのである。特に、農村不況時にも、地主は、大きな傷手を受けることなく、そのまま、土地集積をおしすすめていくことができるような基礎が構造的に確定されたことを、右の事態は意味したのである。

かくて、以上から、一〇、二〇年代の地主資金の動向は、個人的貸金業の停滞を契機として、地方銀行へ流れ込み、それを媒介に製糸部門に回流していくという運動形態を主要なものとしていたと結論しうるだろう。これを、「地代の資本への転化の初発的形態と呼んでおくことにする。

次は、右の如き前史をもちつつ、運動を開始した地主資金が、三〇年代に入って、どのような動きを示していくのかを確定しなければならぬ。

第二期(三〇年代)

三〇年代に入ってからH家の資金運用の主要な特徴は、二〇年代の地方銀行投資に加え

(109) 明治・大正期における「地代の資本転化」と租税政策

第3表 M.15—T.13 H 家 株 式

		釜右社	富士B	第10B	有信B	小林B	農工B	小 計	東京電燈
I 期	M. 15	20,500						20,500	
	20	10,600	1,850	3,330				15,780	
	25	21,000	4,250	6,760				32,010	
II 期	30	23,200	6,025	12,500			100	41,825	31,080
	33	23,200	8,391	15,500			600	47,691	39,625
	34	23,200	9,300	17,000			600	50,100	41,413
	35	18,500	売却	17,000			売却	35,500	売却
	36	18,500		17,000				35,500	
III 期	38	2,500		17,000			2,635	22,135	
	39			17,000	1,745	30	2,635	21,410	
	44			31,076	3,750	2,500	4,245	41,571	20,221
	T. 元			33,851	5,495	2,500	4,870	46,716	22,780
	5			63,926	7,995	2,500	5,495	79,916	28,322
	6			63,926	7,995	2,500	7,245	81,666	28,483
	7			63,926	9,245	2,500	7,245	82,916	28,483
	8			72,301	10,495	2,500	8,495	93,791	34,733
9			80,676	11,745	2,500	10,120	105,041	34,733	
IV 期	13			80,676	15,495	1,250		97,421	25,000
	13			80,676	15,495	1,250		97,421	25,000

て、東京電燈株をはじめとする中央株を所有しはじめたことにある(第3表)。

尤も、この段階では、その投資額も大きくなく、更に三五年には、三三—三四年の恐慌の影響をうけて、かなりの株券整理を行なっていることに明らかな如く、未だ、中央株への投資が本格化したとはいいがたいのであるが、それにしても、この段階に入って、はじめてH家の投資活動が山梨県経済の枠を越え、中央の経済との直接的連繫の下に、活潑化していることに、二〇年代との明瞭な差異は認められるのである。

しかも、この東電の投資が、H家の単独投資の形をとらず、全県的な有力地主・商人層の共同行為の一環として行なわれていたことに注意を促しておきたい。

東京電燈が大正期に若尾逸平・根津嘉一郎をはじめとする甲州財閥の牛耳るところとなることは、周知のことであるが、この時期に、早くもその基礎は固められていたのであ

第4表 東京電燈株主出資状況

M. 33年			
地域	所持株数	株主数	1人当り
甲州系	27,599株 (39.4%)	83人	332株
東京	33,985 (48.5)	262	130
その他	8,416 (12.1)	73	115
計	70,000 (100)	418	167

って掌握されていたことは疑いない。しかもここで注意したいのは、これら山梨県の株主の殆んどが大株主であり、且つ県内有数の商人・地主層であったことである。このことは東京の出資者の一人当り持株数が一三〇株であるのに対し、甲州系の株主が一人平均三三二株と最も高い数値を示していることであらわれている。

事実、三三年現在の社長は若尾の送り込んだ第十銀行頭取佐竹作太郎であり、監査役には若尾幾造・根津嘉一

った。

試みに、明治三十三年上季の東電の株主構成をみてみよう。第4表にみる如く、東電の出資者中、山梨県の占めるウェイトがいかに高いものであったかが判る。三三年では、東京の四九%について、総株数の四〇%に及ぶ株式を甲州系の者が所持していた。以上から、東電の株式の大半が、東京と山梨の出資者によ

郎が名を連ねている。また、株主名簿によっても山梨県の大地主・有力商人がほぼ網羅されていることが判明するのである。

このように、H家の中央株購入は、単なる個別現象としてではなく、まさに県内地主・商人（多くは大土地所有者）層を中核とする甲州財閥の投資活動の一環として行なわれていたのであり、また、ここに山梨県地主層の蓄積貨幣が、二〇年代とは異なったプロセスを経て、産業資本の循環過程に入り込み、その運動を開始していくという三〇年代の特色が認められるのである。

#### 第三期（四〇年代—大正中期）

さて、以上のように、ようやく活潑さを見せつつあった地主層の投資活動は、次の第三期にはどのような展開をみせるのであろうか。

第3表にみる如く、四〇年代以降になると、H家の企業投資は一段と加速化されてくる。

第十・有信・農工・小林銀行等の県内有力銀行への投資を筆頭に、東京電燈株への再投資と並んで、峡西・日英・甲府電力等の電力産業への投資がおしすすめられていくのである。また、その他注目すべき投資対象として

## (111) 明治・大正期における「地代の資本転化」と租税政策

第5表 M.20—T.13 配当利子収入額内訳 (円)

	配当収入	農民貸利入	計	利子支払額	純収入
M. 20	1,296	352	1,648	116	1,532
25	2,732	223	2,955	137	2,818
30	3,660	61	3,751	3,066	685
33	3,426	0	3,426	2,694	732
34	3,711	0	3,711	4,874	-1,163
35	3,293	32	3,325	2,747	578
36	3,308	1	3,309	3,001	309
38	1,494	53	1,647	165	1,482
39	2,439	38	2,477	281	2,196
44	5,565	113	5,678	3,300	2,378
T. 元	6,596	129	6,725	3,544	3,181
5	9,732	267	9,999	5,946	4,053
6	10,372	246	10,618	3,701	6,917
7	11,877	85	11,962	3,819	8,143
8	12,606	297	12,903	4,314	8,589
9	15,203	621	15,824	6,460	9,364
12	17,843	177	18,020	10,706	7,314
13	14,766	401	15,167	9,603	5,564

は、軍事公債のほかに、大日本人造肥料・加富美麦酒・南満州鉄道・日本勧業銀行・中央護謨・東洋葡萄酒醸造株を挙げる事ができる。

かくてH家の総投資額は三八年の二・八万円から四四

すのであった。

③ O家については、永原教授も指摘されている如く、その株式投資の動向は明治三九年に一つの明瞭な変化をみせ、大正四年には遂に、年間収入中の首位を、この配当利子収入が占めるといふほどの、顕著な展開を示すのであった。

年の八万円台に飛躍し、大正五年には十万円台に上昇をとげていく。また、それに伴って、配当・利子収入額も第5表にみる如く、大正九年へかけて増大の一途をたどるのである。

以上に明らかな如くこの第三期は、H家の株式投資が最も活潑に行なわれた時期であった。そして同時に注意しておきたいことは、この期におけるH家の投資活動の広汎な展開が、決してH家のみに特有の現象ではなく、他の地主についても、同様に認められる現象であったことである。

第6表は、同じく、東山梨郡の七〇町歩地主O家の株式投資の動向を示したものであるが、ここでも、O家が第二期の投資活動の活潑さをひきついで、第三期に本格的な株式投資を展開していることを知るのである。

第6表 O家株式所有状況

		株価総額	地方株	国公債	中央株
			%	%	%
I 期	M. 14	1,000	100		
	24	6,562	100		
	30	8,687	76.7	23.3	
	32	11,717	100		
II 期	34	28,486	76.3	23.7	
	35	31,601	78.4	21.6	
	36	31,726	77.3	22.7	
	37	36,666	75.8	24.2	
	38	44,996	66.0	34.0	
III 期	39	59,285	79.0	20.2	0.8
	40	84,641	63.0	13.8	23.2
	41	85,542	62.6	14.0	23.4
	42	88,688	59.2	11.3	29.5
	43	111,010	54.6	9.0	36.4
	44	117,474	57.0	7.7	35.3
	T. 元	142,205	59.2	10.0	30.8
	2	164,553	64.0	0.6	27.4
期	3	183,418	64.0	7.9	28.1
	4	183,613	63.0	7.6	29.4
	5	198,470	65.8	5.8	27.4
	6	261,474	68.5	4.9	26.6
	7	353,186	67.8	3.1	29.1
	8	430,051	70.5	2.9	26.6
	IV 期	9	453,331	77.0	2.5
10		483,796	71.0	2.4	26.6
11		526,952	75.4	2.1	22.5

の飛躍的發展を可能とした重要な要因の一つになっていたであろうことは疑いを入れないところと思われるのである。

とはいえ、このような地主層の蓄積資金に依拠しての資本の蓄積方式それ自体が、その過程で新たな矛盾を惹起せしめていたことに

そのいみで、この第三期こそは、全国的にも地主層の有価証券投資の増大化現象が認められる如く、地主層の蓄積資金の資本への推転が本格化した時期であったとい

注意しなければならぬ。

その理由はのちに述べるとして、ここではただ、四〇年代以降、活潑化していた投資活動が、大正九年頃を境に、上向線から転じて下向線をたどりはじめたことに注

意を促しておきたい。いふまでもなく、第一次大戦後の反動恐慌の影響をうけての株価の暴落にその原因は求められるのであるが、それと同時に、かかる投資活動の鈍化が、のちにふれるごとく、この時期の農村構造の變化

われたことが、明治末—大正中期における日本資本主義位置づけることができるのであり、且つまた、かかる地主資金の産業企業への輸租が広汎な系列にわたって行な

および租税政策の転換等にも起因していたことを指摘しておきたいのである。

第四期の状態がそれを示す。農工銀行・南満州鉄道・日本勧業銀行株を整理すると同時に、主要な投資対象であった第十銀行株・東電株の投資は停滞乃至縮少を示し、他の新銘柄への投資をみせたものの、純利子収入は減少をたどりはじめたのであった(第3・5表参照)。

ここにおいて、H家の株式投資の動向は一つの転期を迎えたといつてよい。その後の見通しについては、今のところ不明というほかはないが、おそらくこれ以後、第三期の状態への復帰はみられなかったものと思われるのである。

さて、以上によって、粗雑ながらもわれわれは、明治―大正期にかけて、H家がどのような投資動向を示していたのかを知ることができた。

いま一度、それをここで確認してみるならば、H家の株式公債投資は、明治三〇年代に活潑化し、三八、九年を契機に加速化し、とりわけ第一次大戦後の好況局面で広汎な展開をみせ、ほぼ大正九年頃に鈍化傾向を示しはじめたと要約しうるだろう(〇家についても、ほぼ同様の傾

向を指摘しうる。第6表)。

そこで次に問題となるのは、しからば、このように特徴づけられる地主層の株式投資とは、一体いかなる契機によって促進せしめられたのであるか、ということである。以下、節を改めて、この点に検討を加えてみることにする。

- (1) この間の事情を説明するためには、なお多くの論証を必要とするのであるが、とりあえずは、拙稿「地方産業の発展と下級金融機関」(『土地制度史学』廿二号)同「器械製糸の発展と殖産興業政策」(『歴史学研究』二九〇号)を参照されたい。
- (2) 東京電燈株式会社廿八回報告書、明治卅三年上半季
- (3) 永原慶二「一九一〇年代における地主制の転換について」『経済研究』第15巻第3号
- (4) 守田志郎『地主経済と地方資本』第三章参照  
高橋亀吉『明治大正農村経済の変遷』(大正十五年)、『日本農村経済の研究』(昭和五年)参照  
斎藤萬吉述『農村の開発』(大正四年)八頁
- (5) 尤も、こういったからといって、すべての地主が大正九年頃を境に株式投資を不活潑にしていくというのではない。数百町歩以上地主の場合には、むしろ逆に、この時期に投資活動を強めていっているとさえいえる。従って、地主の規模及び地域に応じて、投資活動がどのような違いを

第7表 H家租税負担

A 欄	a 租 金 入 円	b 諸 上 納 円	b/a %
M. 25	7,219	1,924	26.6
30	13,763	2,099	15.2
33	14,658	3,062	20.9
35	14,871	3,471	23.3
36	15,095	3,646	24.2
38	17,031	4,208	24.7
39	14,627	5,594	38.2
44	11,970	4,208	35.2
T. 元	20,624	4,395	21.3
5	14,082	4,955	35.2
6	18,546	5,805	31.4
7	24,466	8,224	33.6
8	54,037	13,636	25.3
9	26,324	15,481	61.2 (43.4)
12	35,768	19,241	53.8 (44.5)
13	27,689	17,979	65.0 (54.5)

O家租税負担

B 欄	a 土 地 收 益 円	b 諸 上 納 円	b/a %
M. 37	8,714	2,358	27
38	8,781	3,016	34.4
39	8,251	3,830	46.4
40	9,455	3,638	36.4
41	10,196	4,001	39.4
42	7,364	4,563	62.0
43	8,372	4,633	63.0
44	8,759	4,826	55.0
45	14,116	5,330	37.7
T. 2	15,478	5,093	33.0
3	12,516	5,213	41.6
4	10,529	5,142	48.7
5	10,171	5,222	51.4
6	13,435	4,148	30.8
7	18,264	5,354	29.4
8	26,798	6,953	26.0
9	25,686	9,009	35.3
10	19,428	10,044	51.6
11	21,473	12,132	56.5

註：T 9, 12, 13 は配当への課税があるから、利  
子収入を含めれば、( ) 内の%を得る。

みせているかを類型化する必要はあるだろう。

四 地主の租税負担と租税政策

地代の資本への転化の契機は何か？ これを  
明らかにすることがここでの主題である。

いま、それを結論的に述べてしまえば、  
その契機としては、およそ次の四点を挙げるこ  
とができる。

- (1) 高利貸的貸金業の停滞
- (2) 地主の税負担の増大と所得税政策の展

開

- (3) 信用制度・証券市場の発達

- (4) 小農民の商品生産者化及びそれを基礎  
とする農民運動の発展

以上の四点である。

さて、ここでは右の四点すべてにわたって充  
分な説明を行なうだけの余裕はない。

そこで、以下にはこの小論の主題からはずれ  
ないためにも(2)の問題だけに焦点をしばっ  
て考察を加えていくことにし、他の問題につい

ては必要なきりで言及することにする。というのは、従来の地主制史研究では、地主資金の動向と所得税政策とを結びつけて、地代の資本への転化の問題を考えると、いう視角が全くといっていいほど無視されているからであり、にもかかわらず、ここにこそ、日本資本主義の資本蓄積様式の特徴が最も体系的に呈示されていると考えられるからである。

さて、この場合、租税政策の展開を通じて、国家がいかに、地主資金を誘導しつゝ産業資本の蓄積に役立てていかなの効果をみるかが、以下の考察の眼目となることはいうまでもない。

そこで、まず、第7表をみてみよう。A欄は、H家の各年度における農業収入中に占める租税負担の割合を示したものであり、B欄も同じく、先の七〇町歩地主O家に例を求めて、その租税負担比を表示してみたものである。

この二つの事例にも明らかな如く、地主層の実質的な租税負担が大正期へかけて増大化の傾向をみせていたことは疑いない。

すなわち、H家では、明治二五年から三八年までは、

ほぼ一五―二六%を上下していたのが、三九年を境に三〇%台に突入し、以後、大正元、八両年の二〇%台をのぞき、他の年次はすべて三一―五四%にも達する租税負担比を計上するにいたっているのである。また、O家についても、三七年の二七%から三八年には一躍三四%に上昇し、以後、米価高騰時(大正六―八年)の二六―三〇%を別とすれば、あとは三三―四〇%の間を動き、米価低落時には、実に四八―六三%におよぶ租税の負担を行なっているのである。

それでは、この租税負担の増大は何によってもたらされたのであろうか。

これを知るために、H家の公租・公課負担の内容を、第8表によってみてみよう。明らかに租税負担の増大が、(1) 所得税負担と、(2) 地方税負担の増大に起因していることがわかる。特に重要な点は前者にある。以下、検討を加えてみよう。

第8表によれば、地租負担比が明治二五年の六六%から一貫して漸減傾向を示し、大正八年以降は遂に一〇%台に低下しているのに対し、所得税の方はそれとは逆に、二五年の七一円(三・七%)から、三八年に一躍一

第8表 日家公租公課負担額及びその比率 ( )内は%

	M. 25	M. 30	M. 33	M. 35	M. 36	M. 38	M. 39	M. 44
	円	円	円	円	円	円	円	円
地租	1,276(66.4)	1,218(58.0)	1,229(40.3)	1,543(44.5)	1,763(48.4)	1,918(45.6)	2,308(41.3)	1,414(33.5)
所得税	71(3.7)	84(4.0)	209(6.8)	213(6.1)	215(5.9)	463(11.0)	578(10.3)	524(12.5)
県税	183(9.5)	356(17.0)	968(31.6)	1,113(32.0)	746(20.5)	940(22.4)	1,457(26.1)	1,071(25.5)
村税	210(10.9)	400(19.0)	599(19.5)	602(17.6)	921(25.2)	812(19.3)	1,237(22.1)	1,053(25.0)
治水工事費	182(9.5)	41(2.0)	56(1.8)			51(1.1)		147(3.5)
その他	2(0)					26(0.6)	15(0.2)	
計	1,924(100)	2,099(100)	3,062(100)	3,471(100)	3,646(100)	4,209(100)	5,595(100)	4,208(100)
	T. 元	T. 5	T. 6	T. 7	T. 8	T. 9	T. 12	T. 13
	円	円	円	円	円	円	円	円
地租	1,611(36.7)	1,779(36.0)	1,803(31.0)	1,993(24.2)	2,244(16.6)	2,409(15.6)	2,540(13.2)	2,384(13.3)
所得税	523(11.9)	897(18.1)	915(15.7)	1,295(15.8)	2,492(18.4)	3,320(21.4)	5,656(29.4)	4,905(27.3)
戦事利得税				252(3.6)	1,251(9.2)	999(6.4)		
県税	1,032(23.5)	1,348(27.2)	1,718(29.6)	2,552(31.0)	3,579(26.3)	3,880(25.0)	5,593(29.0)	5,481(30.5)
村税	1,024(23.3)	854(17.3)	1,289(22.2)	2,087(25.4)	2,631(19.3)	4,666(30.1)	4,672(24.2)	4,463(24.8)
治水工事費	205(4.6)	76(1.4)	80(1.5)	45(-)	1,327(9.7)		780(4.2)	733(4.1)
その他					55(0.4)	198(1.3)		13(-)
計	4,395(100)	4,955(100)	5,805(100)	8,224(100)	13,580(100)	15,481(100)	19,241(100)	17,979(100)

○%台(四六三円)に到達し、以後一貫して増大をつづけ、大正八年には、遂に、所得税が絶対額においても、比率においても地租を凌駕するにいたるといふ注目すべき事実につきあたるのである。

この地租比重の低下、所得税割合の増大化傾向は、二五年度の地租、所得税納入額をそれぞれ一とすれば、大正一三年には、地租が僅か一・八七倍の増加率しか示していないのに対し、所得税にいたっては実に六九倍の増加率を示すという事実の端的に表明されているといつてよい。

そこで、この所得税の増大が何を意味するのかを確定しなければならぬのだが、その前に、この所得税増大が地主層のいかなる種類の所得の増大に対応しているのかをみておかねばならない。

次に第9・10表をみてみよう。第9表は明治二三―大正一二年における山梨県多額納税者一五名の国税納入額合計を各年度毎に集計し、更にその地租、所得税、営業税別の比重を算出したものであり、第10表は、そのうち、所得税の内訳を収入源泉別課税対象別に、a土地、b商業、c工業と分類して、同じくそれぞれの比重をし

(117) 明治・大正期における「地代の資本転化」と租税政策

第9表 多額納税者国税納入額内訳 (%)

	国税合計	地 租	所 得 税	営 業 税
M. 23	17,505(100)	16,537(94.5)	968( 5.5)	—
27	21,277(100)	19,845(93.3)	1,432( 6.7)	—
30	22,782(100)	20,442(89.7)	2,340(10.3)	—
34	30,085(100)	24,167(80.3)	5,538(18.4)	380(1.3)
37	33,334(100)	24,501(73.5)	7,683(23.4)	1,150(3.1)
41	59,174(100)	36,206(61.2)	19,243(32.5)	3,725(6.3)
44	64,280(100)	33,198(51.6)	26,238(40.8)	4,843(7.6)
T. 4	73,650(100)	36,683(49.8)	31,940(43.4)	5,027(6.8)
7	73,138(100)	36,944(50.5)	31,026(42.4)	5,168(7.1)
8	81,682(100)	35,711(43.7)	40,500(49.6)	5,471(6.7)
10	121,220(100)	37,295(30.8)	79,160(65.3)	4,765(3.9)
12	79,974(100)	25,039(31.4)	51,365(64.3)	3,570(4.3)

らべてみたものである。  
 以上二表から指摘しておきたいことは、ここでも先の  
 場合と同じく、(1)年が下るに従って地租と所得税の比  
 重の逆転傾向が認められるということであり、(2)しか

第10表 所得税(収入源泉別)内訳 (%)

	M. 23	27	30	34	37	41	44	T. 4	7	8	10	12
a 土地より	100	84.6	59.3	75.8	74.6	77.4	86.3	85.9	70.9	75.7	84.4	81.7
b 商業より	—	15.4	38.5	20.4	23.0	19.5	13.3	13.5	24.3	23.8	15.6	18.3
c 工業より	—	—	2.2	3.8	2.4	3.1	0.4	0.6	4.8	0.5	0	0
所得税全体	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

も、その所得税の増大が、工業・  
 商業よりの収入に対する課税に  
 よってではなく、その大半(六  
 ○—八五%)が土地より生ずる  
 所得への課税によってもたらさ  
 れているということである。  
 一いいかえれば、これによって  
 われわれは山梨県多額納税者の  
 主要な経済的基礎が地主的土地  
 所有にあり、且つ彼ら地主層の  
 土地に対する租税負担が、地租  
 比重の低下にもかかわらず、決  
 して低下することなく、所得税  
 の増加によって、むしろ加重さ  
 れつつあることを知ることがで  
 きるのである。  
 そこで、かかる事実から、わ  
 れわれは、直ちに、次の如き設  
 問を提出することができる。  
 すなわち、かかる所得税負担

の増大は、地主資金の運用形態に、いかなる作用をおよぼすにいたるかということ、これである。

さて、この点を詳細に論じるためには、少なくとも、所得税制の歴史的な変遷過程を跡づける必要があるのだが、それは別の研究成果<sup>3)</sup>に譲ることにし、ここでは特に、われわれの観点からして重要な税制面の改正に注意を向ける必要がある。

それは次の三時点の税制改革をさす。

(一) は明治三十二年の所得税改正であり、(二) は明治三七、八年の第一次・第二次非常特別税の創設であり、(三) は、大正九年における税制整理、この三つの税制改革にわれわれの関心は集中されなければならぬ。

そこで、以下この点について若干の説明を試みていくことにしよう。

まず、第一に、われわれが三十二年の改正に着目する理由は主として次の点にある。

すなわち、二〇年に成立をみた初期所得税制にあっては、その課税対象は個人のみ求められ、従って、所得税をかける場合にも、所得はすべて個人の手もとに帰着

するところでのみ把握されていたのであるが〔総合課税主義〕、この三十二年改正においてはじめて、所得は、(一) 法人所得、(二) 資本利子所得、(三) 個人所得の三種に分類され、これを基礎に、それぞれが課税されるという分類所得税制が採用されたのであった。

かくして、ここでの要点は、地主層の負担する第三種の個人所得税のうち、株式配当収入については、従来と異なり、個人所得には総合課税されず、きわめて軽微な法人源泉徴収方式がとられたことにある。

ということは、これ以来、地主層は、配当所得に対する課税を、個人所得としては一切免かれることができることをいみしていた。しかも他方で、この同じ三十二年には、地租の増徴が行なわれ、田畑に対する課税率が地価の百分の二・五から百分の三・三へと引上げられたことに注意する必要がある。

ここにおいて、土地所有と株式所有は、租税負担の面からするかぎり、地主にとって、全く異なった経済的意味内容を付与されたといつてよい。

すなわち、地主が土地を所有するために負わねばならない国税が地租Ⅱ(土地に課税)と所得税Ⅱ(小作料に課

税)の双方(更に、地方税負担があるが、これについては後述)であるのに対し、株式所有に対しては無税という租税措置がとられたのであり、かくて、租税政策面では少なくとも、地主の蓄積資金が土地に対してよりも、株式に投資されることの方が、より有利となる制度的保証が、ここに与えられたといえるからである。

とはいっても、勿論、このことから直ちに、この段階で地主層の投資対象の転換が、これを契機に急速化したというのではない。

たしかに、三〇年代に入れば、地主層の投資活動は活潑さを加えつつある。だが、先にも明らかにした如く、未だこの段階では、地代の資本への転化が本格的な軌道にのったとはいえないのである。

それは一つに、地主層の積極的な投資活動を誘発するに充分なだけの産業企業の広汎な発展が、未だみられなかったことにもよるが、より重要な点は、このような政策的誘導にもかかわらず、この時期には、なほ地主・小作関係の構造的安定性が保たれていたからである。従って、この段階での地主の主要な関心は、小作料収取の面に集中されていたし、また、かかる基礎、地主・小作関

係の上に立ってのみ、かれらの投資活動も可能とされていたのであった。

かくて、この段階では、以上の地主の本質基礎に規定されて、地主層は地租増徴・所得税賦課による租税負担を小作人に転嫁していくのである。

事実、H家でも、三〇年代に入ると、契約小作料、俵数は変えないまでも、小作料一俵を六斗六升入から七斗入にかえるという仕方で、小作料の実質的引上げを行なうのであった。

以上の如く、三二年改正が地主の投資活動に与えた影響は、地主・小作間の階級的方関係の在り方と負担率それ自体の相対的低さによって、過大な評価は許されないのであるが、次の点だけは指摘しておきたいと思う。

すなわち、地主層の租税負担増大の起点がまず、この三二年におかれたということ、そしてこの税負担の増大が、一方で、政府の資本擁護政策、換言すれば、分離課税方式・配当所得優遇政策を通じて、地主資金の産業企業への流入を促進化しようとする租税政策、一定の内面的連関性を有していたということであり、且つ同時に、かかる政策的な地ならしが、次の段階のより強化された租

税政策展開の大きな歴史的前提を用意していたといふこと、これである。

さて、所得税政策面で、注意したい第二の画期は、日露戦争のための軍事費調達を目的とした、三七、八兩年の「非常特別税」の創設であった。

これによって、日本財政の軍事化は一層加速化されたのであるが、いまはそれを問わないとして、ここでの要点は、所得税が三七年に税額の七割増徴、三八年に八割増徴、この兩年で実に一五割の増徴が行なわれたことにある。しかもそれと同時に、地租においても、この兩年で、市街宅地・郡村宅地・その他の土地に対して、それぞれ百分の二〇、百分の八、百分の五・五までの課税率の引上げが行なわれ、地租の増徴が断行されたのであった。

この二度にわたる所得税及び地租の増徴が主として労働者階級・農民大衆の負担の下に強行されたものであることはすでに指摘されているとおりであるが、それと同時に地主層の租税負担がここで再び加重されたことに注意する必要がある。

第7表でもみた如く、H、O家の農業収益中に占める

租税負担比はこの三八、九年を契機に二〇%台から三〇%台への増加を示すし、また、所得税の納税総額中に占める割合も一〇%台に達するという明瞭な変化をみせるのであった。

かかる租税負担が地主層にも大きく意識されぬ筈はなかった。事実、それは、政治問題として表面化したわけであるが、それと同時に、地主層の資金運用の形態にも一定の作用を与えたものと思われる。

それは、先にみた如く、O家の株式投資が三九年を契機に本格化したこと、またH家が三八、九年に一万数千円を出資して軍事公債を購入していること、更には四〇年代以降、急速に株式投資の規模と範囲が拡大されていることから容易に理解しうることと思ふのである。

一方で、土地及び土地からの収入に対する課税を重課しつつ、他方で、戦事公債政策上の理由から国債利子に対しては税率の据置(三七年)乃至免税(四二年以降)とし、同時に銀行預金、株式社債及貸金等よりの所得に対しては一切増税をしなかつたという租税政策が、ここでようやくその効果を明らかかなものとしていったとすることができるとが。

ここにおいて、地主資金は銀行及び産業部門へ向けて、本格的に流れ込んでいく端緒を与えられたといつてよい。

そのいみでは、この「非常特別税」の創設をみた三八年は、地代の資本への転化を本格的に軌道づけた、きわめて重要な画期をなしたものであるといふことができる。

かくて、政府は、固定化された地価——しかも現実の売買地価をはるかに下廻る法定地価——を課税基準におく地租徴収方式のもつ限界を、より弾力的な税源たる所得税の加重化によってカバーしたのであり、且つそれにとどまらず、地主層の投資活動を誘発しつつ、産業資本の蓄積をより促進せしめたのであった。

明治末—大正期へかけて全国的に認められる地主の企業投資の活潑化が、右の如き租税政策の展開ときわめて密接な関連を有していたであろうことは、もはやここにおいて疑いをいれないところと思われるのである。

だが、それと同時に、われわれは右の如き仕方での資本の蓄積様式それ自体が、きわめて深刻な矛盾をもつていたことを指摘しておかねばならない。

「というのは、かかる地主層の蓄積資金の農業部面外への流出が、土地に対する租税負担の増大に照応していた以上、それは必然的に、地主による小作料収取の強化を結果し、従つてそれは小農経営の発展を制約する方向に強く作用せずにはおかなかつたからである。

いま、その証左をここにくわしく提示する余裕はないが、例えば、東山梨郡の二百町歩地主N家が、明治三二年（地租増徴の行なわれた年）と三八年（所得税増徴の行なわれた年）に期せずして小作料の増徴を行なつていふことをあげることができるし、また、H家においても、同じく三〇年代に小作料の実質的引上げを行なつていふことは先に指摘したとおりなのである。

この地租及び所得税の増徴、その小作人への転嫁がいかに小作経営への圧迫を強めていくかの具体的分析は他日に譲るとし、ここでは、H家の小作人の経営規模が、四〇年の大水害の影響を考慮に入れねばならぬとしても、明治三九—大正初年に、明白に縮少していつていふことを指摘しておきたいのである。

さて、問題の焦点はこのように地代の資本への転化を通じての資本蓄積の拡大化が、小農経営への圧迫を強め

ることによっておしすすめられていたということにある。

何故なら以上の如き資本蓄積様式が、論理必然的に、次のような矛盾を内包させていたからである。

いま、その矛盾形成の論理的序列を図式化してみるならば、およそ次の如き内容をもつだろう。

租税負担増大 ↓ 小作料増徴 ↓ 小作経営不安定性の増大  
↓ 低賃銀 ↓ 高利潤 ↓ 高配当 ↓ 株式投資 ↓ 蓄積拡大 ↓ 農工間格差の拡大 ↓ 構造的矛盾の激化 ということになる。

これに説明を加えるならば、すなわち「租税負担の増大 ↓ 小作料増徴は、必然的に小作経営を圧迫し、家計補充的低賃銀労働を析出する。いうまでもなく、この低賃銀労働をフルに活用することによって企業の高利潤は保証され、従ってそれは高配当を可能とさせ、更に投資を誘発し、かくして蓄積の循環的拡大をもたらすわけであるが、実は、このこと自体、日本資本主義発展の基本的条件となりながら、他面それは、ますます農業と工業との間の不均等発展を加速度的に激化させ、いやが上にも日本資本主義の構造的矛盾を特殊的に深化・拡大せずには、おこななかったからである。」

そして、「このような経路を通して形成されていく矛盾が地主自体にもはねかえっていったところに矛盾の根の深さがあったといえる。いうまでもなく、大正中期以降に、ようやく商品生産者としてのためみなきあゆみをつづけてきた小農民との間は、政治的・経済的對抗関係が激化してくることを指しているものであり、大正九年の反動恐慌が慢性的不況状態をもたらし、地主層の窮状を倍加していく事態を念頭においているのである。」

そこで、最後に、われわれの観点からして、第三に重要な大正九年の税制整理を、右の事情と関連させつつ、述べなければならぬのであるが、これについては、問題の要点しか指摘することはできないのである。

ここでの要点は、「三二年改正以来、一貫して課税対象からはずされてきた配当所得が、ここにおいてははじめ、個人所得に総合されて課税されるにいたったことにある。」

従来、この配当所得への課税は、長い間の懸案であったのだが、資本蓄積を阻害するとの理由から、その実施は引延ばされていたのであった。

当然、この九年改正においても、この点に論議は集中

し、「従来の源泉課税を一挙にして総合課税に改むるときは納税者の負担急激に増加し、延びは資本家を以て株式の投資を躊躇せしむるの結果となり、自然産業の発達を阻害するの虞あり」とする意見が出され、かくて、当初、配当所得の全額に課税するとした第一次案は、数回の修正をへて、八割から七割へ、更に六割へと減額され、結局、配当所得の六割に対してのみ課税することと決着をみたのであった。そこで、問題は次の点にある。

第一は、九年改正においても、資本の増加を阻害する課税に対しては、できる限り軽課でのぞむとする資本擁護の方針が貫かれてあり、そのいみで、それ以前の政策との間に本質的な違いを認めることはできないのであるが、にもかかわらず、われわれの観点からは、丁度この時期に地租の地方への委譲問題が議論されはじめたこととも関連して、かく配当所得への課税がなされたということは、これまで農村部面に蓄積された資金（地租及地代の線）に依存しつつ資本蓄積をつづけてきた日本資本主義の蓄積様式に一つの転期が生じたのではないかと考えられるということであり、第二には、従って、仮にこの時期以降、地主層の投資活動がみられたにしても（事

実、一般的には活潑である）、それは、第三期におけるそれとは本質的に異なり、いわば地主経済の弱体化過程での株式投資でしかありえず、かくて、九年改正は、地代の資本転化というわれわれの観点からするかぎり、地主制の体制的転換の一徴標をなしているのではないかと、ということなのである。しかも、大正八、九年には、二度にわたって、地方税の大幅な引上げが行なわれているのであって、ここにも右の想定を支える一つの根拠が認められるように思うのである。

とはいっても、勿論、この点は更に一層の検討を必要とするのであり、ここでは、ただ究明を要すべき一論点として提出する以外にはないのであるが。

ともあれ、ここにおいて地主層の租税負担は大正七年度に行なわれた増税とあいまって、一段と増大した。先の第8・9表にみる如く、所得税額は、大正八、九年以降、地租を超えるにいたるし、地方税は県税・村税合せて四六―五五%にまで増大を示したのである。

「公課並ニ経費（管理費）ハ年々増加ノ傾向アリ、之ニ反シ小作金穀ハ経済界ノ動搖並ニ志想悪化ノ為メ逐年減少ノ傾向アリ」「地主ハ租税公課トシテ本書ニ計上シ

得ルモノ（地租・小作取立費等——註）、然ラサル所得税、同附加税、戸数割、同附加税等総テノ負担並ニ地主タル経営上ノ諸経費マテ殆ント節約シ得ヘキナク、唯累年増加ノ傾向アルカ故ニ金納小作金ノ増額ノ困難、收納小作米穀ノ減収並ニ其價格ノ比較的低廉ナル昨今ニ於テハ（商賈ハ之ヲ転課シ得ルノ道アルモ地主ハ絶テ無シ）窮状実ニ諒察ヲ請フヘキモノナキニ非ス、他一般ノ地主ナルモノモ亦同シカル可シ<sup>(13)</sup>

大正十一年、公租・公課負担の増大、農民運動の高揚のみられる中であつて、県下有数の大地主は、かく書き記さねばならぬところまできていたのである。

そして、更に、九年以降の慢性的不況状態は、地主の窮状を倍加したのであつた。

だが、この慢性的不況状態——農工不平等発展に基礎をおく日本資本主義の構造的危機の恒常化——こそ、実は、地主みずからが、小作料徴収とそれの農業外投資によつてつくりだしてきたのであつた。歴史の皮肉は、否、法則性は、この矛盾の醸成に加担した当のものに、それをはね返えずことでその客観性を示したのである。

(1) この点についての若干の指摘はむしろ財政史家によつ

てなされている。例えば、

高橋誠「初期所得税の形成と構造」『経済志林』第廿六卷第一号。

(2) 貴族院多額納税者議員互選名簿（山梨県）明治廿三—大正十二年。

(3) 阿部勇『日本財政論』租税、改造社。

高橋誠「明治後期の所得税制」『経済志林』第廿七卷第一号。

同「現代所得税制の展開」同第廿八卷第一号。

藤田武夫『日本資本主義と財政』実業之日本社。

(4) 日家『行司簿』明治三三年以降。

(5) 阿部前掲書、三一六頁

(6) 一体、地主議会の構成をとりながら、なぜ地主層の経済的負担の増大を結果する地租増徴、所得税増徴が大きな政治問題となることなく実施しえたのか？ この明治大正政治史上の根本問題についての考察は他日に期すほかはない。

(7) 尚、この時期山梨県地主層を株主として網羅的に結集した第十銀行が次の如き営業報告を行なっていることに注意。

「……前年末新設拡張セラレタル事業ハ着々進捗シテ固定資本ノ需用ヲ喚起スルト一方間断ナキ大蔵省証券其他各種債券ノ発行ニヨリ遊資ヲ吸収シタルヲ以テ漸ク資金ノ稀薄ヲ告クルト共ニ……」（明治四四年下季）このように時代の銀行資本への転化次いで産業資本への転化という現象

が広汎に認められることに注意したのである。ここに、いままでパラパラに行なわれていた地主制史研究・地方金融史研究・産業革命研究統一の視点があらうことはいうまでもない。

(8) N家『小作入附帳』更に、大正二年(税制整理の行なわれた年)にも小作料の引上げが行なわれている。

(9) 尚、明治四〇年を前後する時期の、地主層の租税負担の増大、その小作人への転嫁が一般的にも認められることについては

齋藤萬吉『実地農業指針』(明治四四年)一三六、一三九、一六一頁参照。

同遺稿『日本農業の経済的変遷』(大正七年)一八四頁。

(10) 山梨県において小作争議が全県的な規模で展開するのは大正八、九年からであり、一―一三年がそのピークをなす。

H家の居村、藤田村においても大正一一年に小作組合の結成をみる。

(11) 『明治大正財政史』第六卷一〇九三頁

(12) 藤田武夫『日本地方財政発展史』第四章第一節

(13) N家『所得審査申請』『第三種所得金額申告書』大正一一年

## 五 結 び

紙幅の関係で、当然掲げべきデータも思い切り省略し

てしまったため、論旨の展開に幾多の粗雑さが眼につくのであるが、その点については、後に、より詳細な検討を加えることを約し、以下には、これまでの分析結果を簡単に要約して、結びにかえることにする。

小論の主眼点は、冒頭にも記した如く、戦前日本資本主義に特徴的な資本の蓄積様式の解明を、ひとまず、地主制史研究の側から果たしてみることにあつた。

そこで、筆者は、まず、地主資金の運動形態の特徴を段階的に提示し、それがまさしく、租税政策の展開過程に与つた關係にあることを、主として、所得税政策との関連に焦点を合わせて、明らかにしてみたのである。

そこで、確認しえたことは、明治三二・三七、八・大正九年の三つの税制改革が、それぞれの時期の地主制の歴史的発展形態に規制されつつも、地代の資本への転化を誘導化する上で、きわめて重要な契機を構成していたということであり、またここに日本資本主義が、異質のウクライドたる地主制をかかえこんだままでも、急速に発展しえた一つの根拠があるとしたのである。

だが、同時に、われわれは、この急速なる資本蓄積にもかかわらず、否、それ故に、その蓄積様式自体がきわ

めて深刻なる矛盾を内包せしめていたことをも示唆しておいたのであった。

これを要言すれば、かかる地代の資本への転化を通じての資本蓄積の拡大化は、小農経営の発展の困難性と不可分の形で結びついていたということであり、従ってそ

れは、工業と農業の発展の不均等性を加速度的に激化させざるをえず、かくして日本資本主義の構造的矛盾を一層尖鋭化していく以外にはなかったということ、これである。

(一橋大学大学院学生)